

先物・オプション取引規定

第1条（規定の趣旨）

- (1) 本規定は、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）における株価指数先物・オプション取引に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するお客様との取決めです。
- (2) お客様は、本サービスを利用するにあたっては、本規定によるほか、「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「指数先物・オプション取引に係る契約締結前交付書面」、「先物・オプション取引ルール」、関係法令諸規則、その他当社の約款・規定等を遵守するものとします。

第2条（先物・オプション取引口座開設のお申込み）

- (1) 当社の先物・オプション取引口座には、取引種別として「先物・オプション取引口座」と「オプション買建専用口座」があり、お客様はどちらの口座を開設するかを選択するものとします。なお、2種類の口座を併用開設することはできません。
- (2) お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、当社に先物・オプション取引口座開設の申込みを行うことができるものとします。
 - ① すでに「証券総合取引約款」に基づく取引口座を開設していること。
 - ② 未成年でないこと。
 - ③ 財産の状況や資金性格および投資目的が、先物・オプション取引の性格に照らして適切であるとお客様が判断された場合にのみ申込みを行うこと。
 - ④ 先物・オプション取引もしくは信用取引のご経験、または現物株式取引の1年以上のご経験があり、かつ、先物・オプション取引に関する知識があること。
なお、先物・オプション取引口座のうち、取引種別が「オプション買建専用口座」を開設する場合は、上記の投資経験期間は問いません。
 - ⑤ 先物・オプション取引制度、当社のルールおよび「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」を理解し、本規定、「先物・オプション取引口座設定約諾書」の内容を承諾していること。
 - ⑥ インターネットをご利用できる環境にあること。
 - ⑦ 電話およびお客様固有の電子メールにより、常時直接連絡が取れること。
 - ⑧ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。
 - ⑨ 先物・オプション取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知することに同意すること。
 - ⑩ ご自身の金融資産が100万円以上あり（法人のお客様の場合は保有する金融資産が十分にあ

り)、投資資金の性格が余裕資金であること。また、証拠金を超える損失が発生した場合に、すみやかにご入金いただける十分な資産を保有されていること。

- (3) 当社が、前項の要件および当社が定める基準により先物・オプション取引口座開設の可否を審査し、当社が承諾した場合に限り、お客様は本サービスを利用できるものとします。なお、審査の結果、先物・オプション取引口座が開設できない場合にも、その理由についてはお客様に開示しないものとします。

第3条（取引の種類）

当社においてお客様が行うことができる先物・オプション取引の商品の種類は、当社が別に定めるものとします。

第4条（建玉の上限）

お客様が行うことができる先物・オプション取引の注文数量および建玉の上限数量は、当社が別に定めるものとします。

第5条（取引時間）

お客様の当社への先物・オプション取引の委託は、当社が別に定める取扱時間内に行うものとします。

第6条（証拠金の預託および買付代金の前受）

- (1) お客様は、先物取引の新規注文およびオプション取引の新規売買注文を発注する場合は、日本証券クリアリング機構が定める証拠金計算方式に基づき当社が別に定める証拠金（必要証拠金）の額以上の金銭を、注文に先立って当社に差し入れるものとします。
- (2) お客様は、オプション取引の新規買建注文を発注する場合は、オプションプレミアムの額にもとづき当社が別に定める額以上の金銭を、注文に先立って当社に差し入れるものとします。
- (3) 証拠金の預託は、当社の定めたルールにより行うものとします。

第7条（必要証拠金）

- (1) 先物取引の建玉 1 単位当たりの必要証拠金は、日本証券クリアリング機構が定める証拠金計算方式に基づき当社が別に定めるものとします。
- (2) オプション取引の売建玉 1 単位当たりの必要証拠金は、日本証券クリアリング機構が定める証拠金計算方式に基づき当社が別に定めるものとします。

第8条（最低維持証拠金）

先物取引とオプション取引の全建玉に係わる最低維持証拠金は、お客様の全建玉にもとづき当社が算出するものとし、お客様はその額を常時維持しなければならないものとし、

第 9 条（証拠金の管理）

お客様が預託した証拠金は、日本証券クリアリング機構の定めに従い日本証券クリアリング機構に預託し、また当社が当社の資産と分別して管理します。

第 10 条（値洗い計算等）

- (1) 当社は、お客様の毎営業日の取引終了時の全建玉および証拠金を値洗いし、その結果生じた評価損益は、当社の定めるところにより、お客様の証拠金に加減算いたします。
- (2) 値洗い計算の結果、証拠金に不足が生じた場合は、証拠金不足を解消するまで、新規建注文および証拠金の払出しはできないものとし、

第 11 条（追加証拠金の預託）

- (1) 値洗い計算等により、最低維持証拠金に不足が生じた場合は、お客様は、不足額以上の追加証拠金を預託しなければならないものとし、
- (2) 前項の追加証拠金の預託については、お客様は、当該不足発生日の翌営業日 12 時（正午）までに全額を現金にて先物・オプション取引口座に預託するものとし、

第 12 条（強制反対売買）

- (1) お客様が先物・オプション取引の建玉を保有したまま、以下に該当した場合には、当社はお客様へ事前に通知することなく、お客様の先物・オプション取引口座における建玉の一部または全部を、当社の任意で、お客様の計算において反対売買により決済ができるものとし、
 - ①お客様からの不足額以上の追加証拠金の入金が入金時限までに確認できない場合
 - ②お客様が海外に居住していることが判明した場合
 - ③当社がお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合
 - ④お客様が判断能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めた場合
 - ⑤お客様が死亡した場合
- (2) 前項の決済の結果、不足金が生じている場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとし、
- (3) 強制反対売買の措置により生じたお客様の損失について、当社は一切その責を負わないものとし、
- (4) お客様が一定期日までに第 2 項の残債務の弁済を完了しない場合は、当社は、お客様が先物・オプション取引口座外で当社に預託されている現金・有価証券を当社の任意でお客様の計算において

処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

- (5) 本条に基づき当社がお客様に対し有することとなった債権（第2項および第4項で一部弁済された場合を含みます。）について、当社はその回収業務を第三者に委託し、または当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。

第13条（決済にともなう不足金）

先物・オプション取引の決済損金がお客様の証拠金を上回った場合は、お客様は受渡日（約定日の翌営業日）までに不足金を入金するものとします。

第14条（特別清算指数による決済）

- (1) 先物取引において、最終取引日までに決済されなかったお客様の建玉は、最終取引日の翌営業日に算出される特別清算指数(SQ)により決済が行われます。
- (2) オプション取引において、最終取引日までに決済されなかったイン・ザ・マネーの買建玉については、取引最終日の翌営業日に算出される特別清算指数(SQ)にもとづき自動権利行使による決済が行われます。
- (3) 前項のイン・ザ・マネーの買建玉の決済において、手数料等を控除した場合にお客様に支払が生じる場合は、権利消滅として取扱うものとします。なお、権利消滅となる建玉以外について、お客様は権利放棄することはできないものとします。

第15条（オプションの権利行使）

- (1) 売建オプションについて、権利行使が行われた場合には、金融商品取引所より割り当てられた数量を、売建玉を有するお客様に、当社が定めるところにより割り当てます。
- (2) 前項の割り当ての方法等に関しては、当社は開示いたしません。

第16条（取引条件の変更）

お客様は、天変地異、経済事情の激変その他やむをえない事由にもとづいて、当社が取引条件等の変更を行った場合は、その措置に従うものとします。

第17条（取引手数料等）

- (1) お客様は、先物・オプション取引に約定（特別清算指数（SQ）による決済を含む）が成立したときは、当社が別途定める取引手数料その他の諸経費を支払うものとします。
- (2) 権利行使時には、当社が定める手数料その他の諸経費をいただくことがあります。

第18条（公租公課）

お客様は、先物・オプション取引に係わる公租公課をお客様の負担により支払うものとします。

第 19 条（預託金銭の利息）

先物・オプション取引に関し、お客様が当社に預託した証拠金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、いかなる名目によっても対価を支払いません。

第 20 条（MRFの解約等）

お客様から先物・オプション取引口座開設の申込みがあった場合で当社がその開設を承諾したときは、先物・オプション取引口座開設時点で保有していたMRFについて、すべて解約の申込みがあったものとして扱います。また、お客様は、先物・オプション取引口座が解約されるまでの間はMRF取引約款に基づく取引が一時停止されることをあらかじめ承諾するものとします。

第 21 条（先物・オプション取引口座における取引規制）

当社は、お客様の資産状況、取引状況などにより、当社が定める基準により、お客様の先物・オプション取引口座における取引に制限することがあります。

第 22 条（届出事項の変更届出）

お客様は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、届出印その他の届出事項に変更があったときは、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

第 23 条（先物・オプション取引利用の禁止・解除）

- (1) お客様が法令諸規則、本規定その他当社の約款・規定等もしくは「先物・オプション取引口座設定約諾書」の規定に違反したとき、または当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は、直ちにお客様の先物・オプション取引に制限、もしくは禁止し、または先物・オプション取引口座を解除できるものとします。
- (2) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ先物・オプション取引口座の解約を申し出た場合、先物・オプション取引口座は解除されます。
- (3) 前各項に基づき、先物・オプション取引口座が解除された場合、第 20 条の MRF 取引は再開の申込みがあったものとして取扱うこととします。ただし、お客様の先物・オプション取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。
- (4) 第 1 項および第 2 項の解約手続きのために、当社はおお客様の取引注文を任意で取消しを行うこと、また、一時的におお客様の取引を制限することができるものとします。
- (5) 当社がおお客様の先物・オプション取引を禁止または先物・オプション取引口座を閉鎖した場合は、お客様は、直ちに期限の利益を喪失し、その時点の当社に対する一切の債務を弁済するものとしま

す。

(6) 前項によりお客様が期限の利益を喪失した場合、第 12 条の規定を準用するものとします。

第 24 条（遅延損害金の支払）

先物・オプション取引に関し、お客様が当社に対し債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、約定履行期日の翌日より履行日まで、債務額に所定の率を乗じた遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 25 条（その他の約款の適用）

本規定に定めのない事項については、「証券総合取引約款」その他の約款・規定に従うものとします。

第 26 条（規定の変更）

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときは、予告無く改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、改訂にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

以上

(2023 年 11 月 6 日)